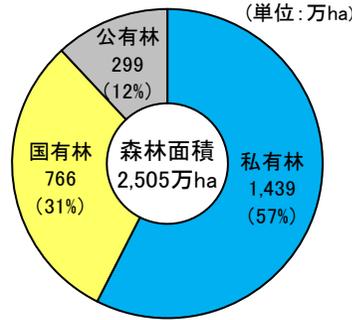
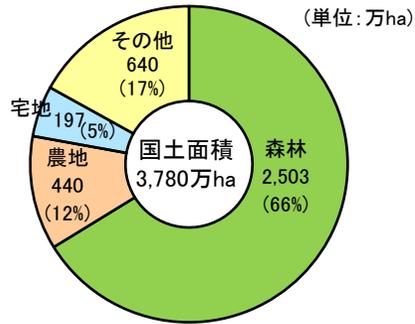


森林經營管理制度關係 參考資料

我が国の森林の現状

- 我が国は世界有数の森林国。森林面積は国土面積の3分の2に当たる約2,500万ha(人工林は約1,000万ha)。
- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約6千万m³増加し、現在は約54億m³。
- 面積ベースで人工林の半分が一般的な主伐期である50年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要。

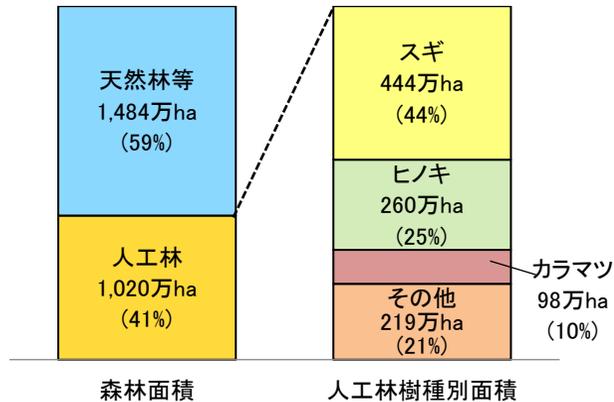
■ 国土面積と森林面積の内訳



資料: 国土交通省「令和3年度版土地白書」(国土面積は令和元年の数値)
注1: 計の不一致は、四捨五入による。
注2: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

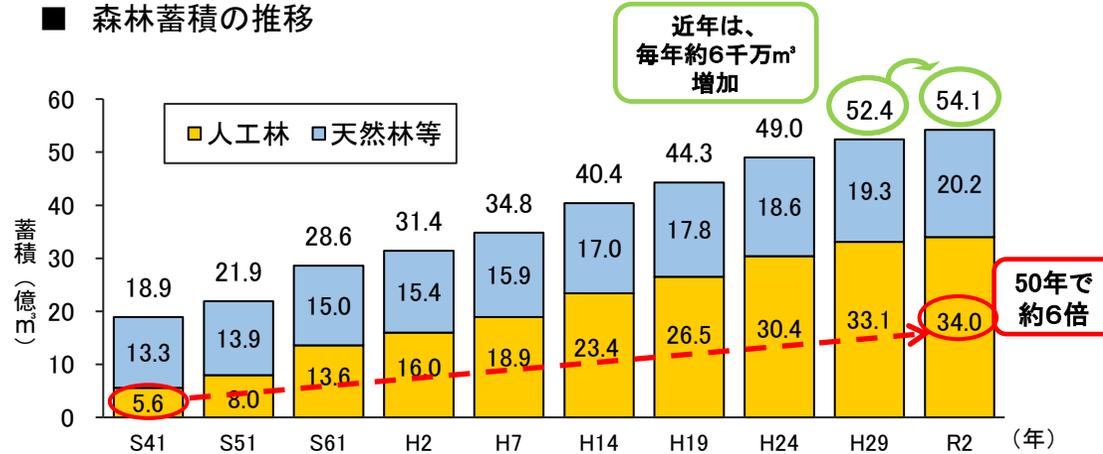
資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 人工林の樹種別面積



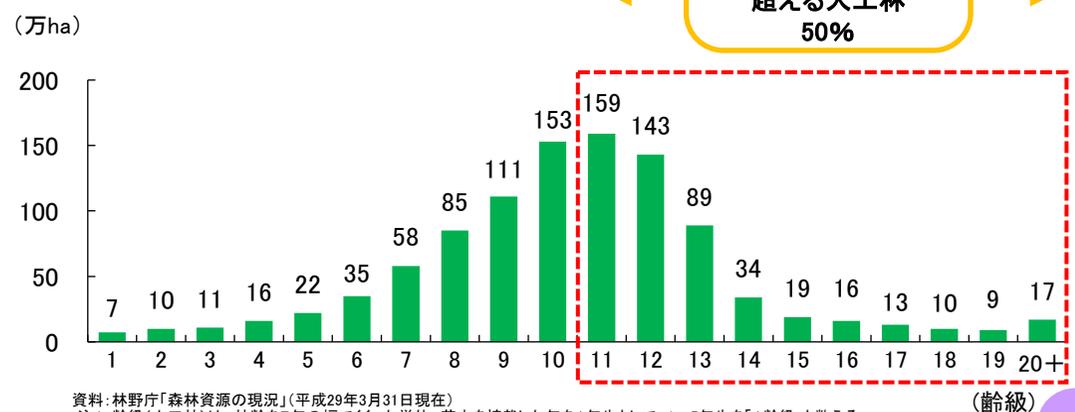
資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 森林蓄積の推移



資料: 林野庁「森林資源の現況」・林野庁業務資料

■ 人工林の齢級別面積

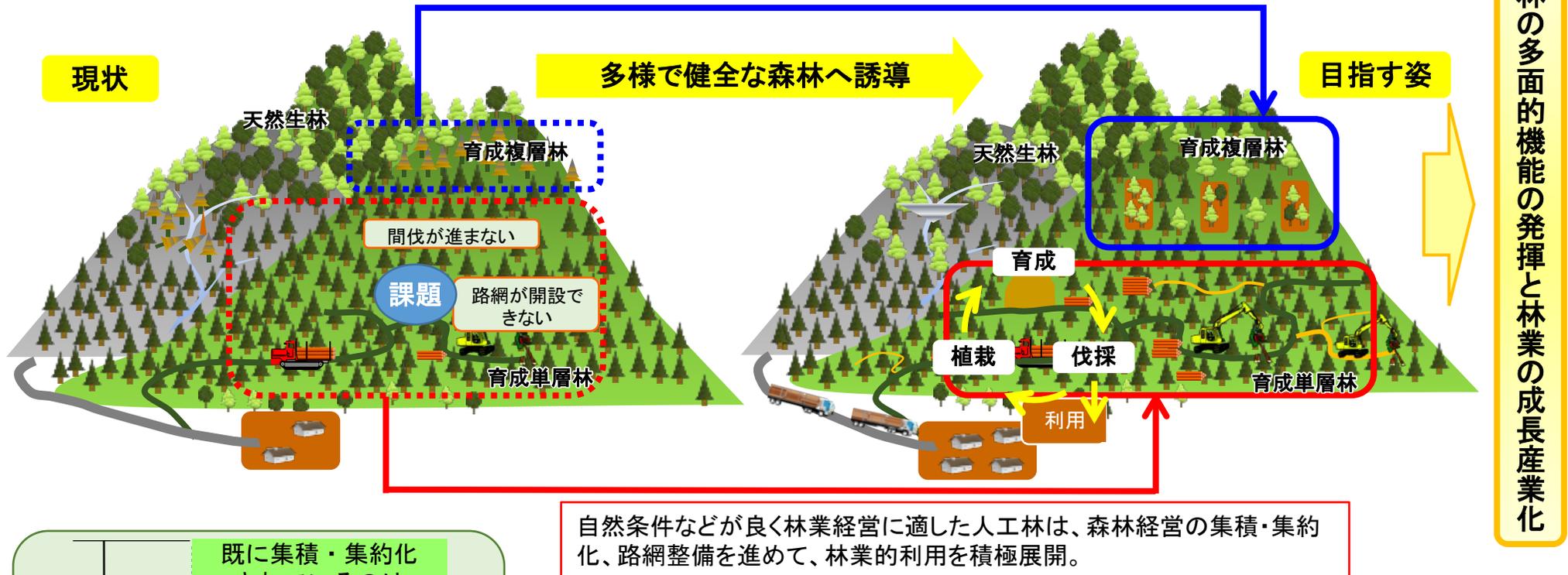


資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくつた単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
注2: 森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

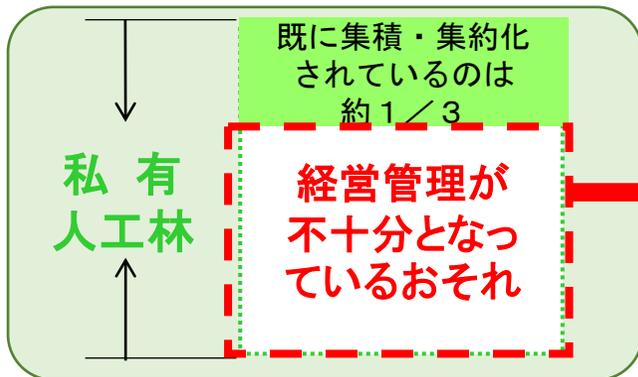
森林の経営管理の現状と今後の森林整備や集積・集約化の方向性

○ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）における森林の誘導の考え方

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じり合った森林など）等へ誘導。



自然条件などが良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。



従来の取組に加え、
新たな制度も活用し整備

集積・集約化目標5割
(令和10年度)の達成を目指す

- 集積・集約化目標(最新値(R2)244万ha→目標(R10)310万ha(+約65万ha))の達成を目指す
- このため、令和8年度までに10年度目標に必要な意向調査(約130万ha※)を実施する(※回答率5割と想定し、65万haの2倍実施)

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第 2 階層 アウトカム	K P I 第 1 階層 アウトプット	工 程 (取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p>	<p>○所有者不明土地の収用手续に要する期間（収用手续への移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）</p>	<p>18. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策）</p> <p>a. 民事基本法制の見直しも踏まえ、土地基本方針の改定を実施する。</p> <p>b. 改定後の土地基本方針や国土審議会における調査審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法施行3年経過の見直しに向けた検討を実施し、必要な制度見直し等を実施する。《国土交通省》</p>	→	→	
		<p>（所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置）</p> <p>a. 第7次国土調査事業十箇年計画（2020年～2029年）に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。《国土交通省》</p>	→		
<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>（所有者不明農地に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。《農林水産省》</p>	→		
<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割</p>	<p>○私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割</p>	<p>（所有者不明森林に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。</p> <p>b. 引き続き、制度の周知を図るとともに、先進地以外の取組の参考となる多様な事例の調査・分析を進め、取組を全国に横展開する。</p> <p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により支援する。《農林水産省》</p>	→	→	→